

小豆島自治会区費徴収規則

1. 地区内の居住者の基礎徴収区費（全期分）

- ① 標準世帯 5,000 円
- ② 同敷地内世帯 3,000 円（子供が同じ敷地内で住居している）
- ③ 高齢単身世帯 2,800 円（65 歳以上の一人暮らしの世帯）
- ④ 母子世帯 2,800 円（義務教育の子を養育する者）
- ⑤ 賃貸住宅 2,400 円（マンション、アパート等、警察官舎含む）

上記以外の世帯等については、役員会において決定する。

但し、入会しない方については、地区内回覧、公報等の配布はしない。

2. 区費の徴収時期について

3. 区費の支払い義務の発生について

上記規則を定める場合、小豆島自治会規約の変更が必要です。

○小豆島自治会規約第7条（入会）の4項

（現行）

この会に入会した者は入会後半年を経て区費の支払いの義務が発生する。尚、区費の額については役員会で決定する。

（改正）

この会に入会した者は入会後おおむね半年を経て区費の支払いの義務が発生する。尚、区費の額については、自治会区費徴収規則に定める。